

兵庫県公報

平成19年6月22日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

	ページ
○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（水質課）	1
○化学的酸素要求量に係る総量規制基準（同）	6
○窒素含有量に係る総量規制基準（同）	31
○りん含有量に係る総量規制基準（同）	53

告 示

兵庫県告示第732号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のとおり定める。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（兵庫県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち兵庫県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ハに掲げる区域について、平成18年11月21日付け「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン/日）	（参考）平成16年度における量（トン/日）
生活排水	29	32
産業排水	21	22
その他	6	7
合計	56	61

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン/日）	（参考）平成16年度における量（トン/日）
生活排水	25	26

産業排水	15	15
その他	19	20
合計	59	61

(3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成16年度における量 (トン/日)
生活排水	1.7	1.8
産業排水	0.7	0.7
その他	0.7	0.7
合計	3.1	※ 3.3

※ 各値を四捨五入しているため、合計値が異なる。

2 削減目標量の達成のための方途

2-1 生活系排水対策

瀬戸内海の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、「生活排水99%フォローアップ作戦」に基づき、市町等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を計画的に推進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を推進することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

(1) 下水道の整備等

下水道の整備については、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標にその整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図る。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びリンの高度処理の導入について、海域の状況を勘案しつつ、その実施を図る。

合流式下水道については、平成16年度に各下水道管理者が作成した「合流式下水道緊急改善計画」に基づき、計画的かつ緊急的・集中的に改善を推進する。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口 (千人)	処理人口 (千人)
21	5,414	5,006 【1,199】

※【 】書きは、高度処理人口を示す (内数)。

(2) その他の生活排水処理施設の整備

農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントについては、地域の実情に適した形で計画的、効果的に施設整備を図るとともに、これらの処理施設については、維持管理の適正化並びに放流水質の安定及び向上に務める。

し尿処理施設については、維持管理の徹底を図ることにより、放流水質の安定及び向上に努める。

合併処理浄化槽については、設置整備事業に係る国庫交付金の活用により、計画的かつ効率的な設置整備の促進を図るとともに、公共用水域等の水質保全上、水質汚濁負荷が高い既設の単独処理浄化槽については、その撤去に係る国の助成制度の積極的な活用を図るなど、合併処理浄化槽への転換促進を図る。

また、浄化槽法、建築基準法、兵庫県浄化槽指導要綱 (昭和60年9月制定) 等に基づき、適正な設置や

維持管理の徹底を図る。特に、設置後の維持管理については、保守点検・清掃・法定検査の確実な実施を浄化槽管理者等に対し積極的に働きかけるとともに、法定検査未受験者への指導強化により、放流水質の安定化と向上に努める。

(3) 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び「兵庫県生活排水対策等推進要綱」に基づき、市町と協力し、家庭でできる雑排水対策についての啓発、普及を行う。

2-2 産業系排水対策

(1) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、汚濁負荷量の削減のために採られた取り組みとその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定し、削減目標量の達成を図る。

Cc等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

また、「窒素及びリンに係る削減指導要領」（平成10年5月制定）に基づき、汚濁負荷量の削減についての指導を行う。

(2) 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和49年兵庫県条例第18号）の排水規制の対象となっている排水量30立方メートル/日以上の工場・事業場については、立入検査、水質検査等を行い、排水基準の遵守を徹底する。

その他の事業場については、排水の実態等を考慮し、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成13年3月環境省環境管理局）等に基づき、排水処理施設の設置や適正な維持管理等、必要な措置を講じるよう指導を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

2-3 その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえたきめ細かな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図る。

(1) 農地からの負荷削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）及び同法に基づく「兵庫県持続性の高い農業生産方式導入指針」（平成12年3月制定）、「ひょうごのやさしい施肥・土づくり推進要領」（平成12年4月制定）に基づき、肥料の適正な使用を確保すること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

(2) 畜産排水対策

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）、「県家畜ふん尿処理施設設置基本計画」（平成8年度制定）等に基づき、家畜ふん尿の適正な管理と良質堆きゅう肥化等による適切な処理、農地還元利用を推進することにより、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

(3) 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、「持続的養殖生産確保法」（平成11年法律第51号）、「兵庫県魚介類養殖指針」（平成12年2月制定）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講じる。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 健全な水循環の再構築

失われた自然や健全な水循環の再生・回復を目指して「ひょうごの森・川・海再生プラン」（平成14年5月策定）に基づき、森・川・海の再生に係る施策・事業を総合的に推進するとともに、流域に暮らす人々

と自然のかかわりを回復させながら、参画と協働のもと特色のある取り組みを推進する。

(2) 水質浄化事業の推進

ア 河川、水路等の浄化事業の推進

水質汚濁の進んだ河川、水路等の水質を改善するため、尼崎地域の庄下川において強制的に水流を生みだすことによる水質浄化事業を行うとともに、同地域の水路において生態系を利用した水質の直接浄化事業等を推進する。

イ 底質改善事業の推進

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、姫路港や庄下川等の河川及び海域において、港湾計画及び河川計画との整合を図り、底質改善のための底泥のしゅんせつ、覆砂事業を行う。

(3) 河川、海浜、干潟等の保全及び再生

自然浄化能力の積極的な活用を図るため、河川、海浜等の自然環境の保全及び再生に努めるとともに、尼崎の21世紀の森づくりなど生態系に配慮した人工海浜、干潟、浅場等の創出を盛り込んだ事業を推進する。

(4) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図る。

(5) 環境学習・教育、啓発等

ア 環境学習・教育

県民が水質保全に関心を持ち、率先して水質汚濁防止のための行動に取り組むことができるよう、環境学習・教育を総合的・体系的に推進するために設置した「兵庫県環境学習環境教育推進本部」及び各県民局単位の「同地域推進本部」を推進体制として、市町、地域団体等との連携のもと、幼児、小中高校生、大学生からシニアまでの各ライフステージに応じて、森、川、海などの豊かな自然環境をフィールドにした体験型環境学習・教育事業の展開を図る。

イ 啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、関係市町、事業者及び県民の一人ひとりが水質保全に関する認識を深め、水質汚濁防止のための行動を実践することが必要であることから、次の事項等を実施することにより、汚濁負荷量の削減に努める。

事業者に対しては、各種団体及び講習会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底を図り、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を求める。

県民に対しては、パンフレット等の広報手段や各種フォーラム等を通じ、家庭でできる生活雑排水対策についての啓発を行い、県民が地域ぐるみで取り組める実践活動の促進を図る。

なお、これらの事業の実施にあたっては、関係府県及び市町と連携を図り、社団法人瀬戸内海環境保全協会、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会等と協力して行う。

(6) 調査研究体制の整備

本計画の目標を達成するため、海域における富栄養化現象に関する調査研究に努める。

(7) 中小企業者等への助成措置等

中小企業者の事業活動により生ずる公害防止のため、必要な資金を長期かつ低利で融資する「兵庫県地球環境保全資金融資制度」を設けており、今後とも引き続き水質汚濁防止施設の整備を促進する。

(参考)

県内の大阪湾^(注)に係る発生源別汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

表5 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量

(トン/日)

	平成21年度における量	平成16年度における量
生活排水	14	15
産業排水	6	6

そ の 他	2	2
合 計	※ 21	23

※ 各値を四捨五入しているため、合計値が異なる。

(2) 窒素含有量について

表 6 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量 (トン/日)

	平成21年度における量	平成16年度における量
生活排水	15	16
産業排水	3	3
そ の 他	4	4
合 計	22	23

(3) りん含有量について

表 7 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量 (トン/日)

	平成21年度における量	平成16年度における量
生活排水	0.8	0.9
産業排水	0.2	0.2
そ の 他	0.2	0.2
合 計	1.2	1.3

注) 県内の大阪湾に係る汚濁負荷量算定の範囲は、和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域に流入する流域とする。



兵庫県告示第733号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のように定め、平成14年兵庫県告示第954号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）は、廃止する。ただし、平成21年4月1日の前日までの間は、平成19年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前のおりとする。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）

第5条第1項に規定する兵庫県の区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の第2欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の第3欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は防止法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

	<p>業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	
<p>4</p>	<p>昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
<p>5</p>	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>6</p>	<p>昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
<p>7</p>	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

	措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により平成3年4月1日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$

	構造等の変更がされたもの及び平成3年改正政令の施行により平成3年10月1日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
14	平成9年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年廃掃法改正政令の施行により平成9年12月1日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行により平成10年6月17日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行により平成12年3月1日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第391号。以下「平成12年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

20	平成12年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成12年廃掃法改正政令の施行により平成12年10月1日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
22	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行により平成13年7月1日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$

備考 この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。なお、別表第1については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）別表第2号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第2については、特別措置法第5条第1項に規定する区域内に設置される指定地域内事業場であって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用する。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_c 別表第1又は別表第2の第2欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

C_{cj} 別表第1又は別表第2の第2欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{ci} 別表第1又は別表第2の第2欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{co} C_c と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{cj} 平成3年7月1日（12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成9年12月1日、16の項にあつては平成10年6月17日、18の項にあつては平成12年3月1日、20の項にあつては平成12年10月1日、22の項にあつては平成13年7月1日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{ci} 昭和55年7月1日（4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては昭和63年10月1日、10の項にあつては平成3年4月1日）から平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{co} 特定排出水の量（ Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

4 施行期日

平成19年9月1日から施行する。

別表第1 (大阪湾)

項番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量			備考
		(単位 1リットルにつきミリグラム)			
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設定又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあつては、第3欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味噌製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うまみ調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	

39	冷凍調理食品製造業		30	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		30	30	30
41	清涼飲料製造業	(1) 日平均排水量が 500m ³ 未満の事業場	20	20	20
		(2) 日平均排水量が 500m ³ 以上の事業場	20		
42	果実酒製造業		30	30	30
43	ビール製造業		30	30	30
44	清酒製造業	(1) 昭和49年4月1日 以後に特定事業場にな ったもの(特定施設の 設置の工事をして いるものを含む。)	30	30	30
		(2) その他のもの	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業		30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業		20	20	20
47	配合飼料製造業		20	20	20
48	単体飼料製造業		20	20	20
49	有機質肥料製造業		20	20	20
50	たばこ製造業		30	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		30	30	30
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係 るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シル ケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処 理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含 む。)に係るもの		40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理 工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処 理工程を含む。)に係るもの		90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処 理工程を含む。)に係るもの	(1) 日平均排水量が 500m ³ 未満の事業場	50	50	50
		(2) 日平均排水量が 500m ³ 以上の事業場	50		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加 工処理工程を含む。)に係るもの		50	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理 工程を含む。)に係るもの		90	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るも の		40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40

71	合板製造業（集材材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナ－グラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	70	70	70	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナ－グラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナ－グラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	20	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	

94	セロファン製造業	25	25	15		
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40		
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30		
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50		
101	製版業	50	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		
103	複合肥料製造業	30	30	30		
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30		
105	ソーダ工業	20	20	20		
106	電炉工業	20	20	20		
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。	
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が 10,000m ³ 未満の事業場	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
		(2) 日平均排水量が 10,000m ³ 以上の事業場	20			(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。	

112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールターール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。

121	合成ゴム製造業		40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の事業場	60	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
		(2) 日平均排水量が10,000m ³ 以上の事業場		50		
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		30	30	30	
125	合成繊維製造業		30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業		10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	40	40	
129	塗料製造業		40	40	40	
130	印刷インキ製造業		40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業		70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(3)の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業		30	30	30	
133	生物学的製剤製造業		30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業		20	20	20	
135	動物用医薬品製造業		60	60	50	
136	火薬類製造業		20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業		30	30	20	
138	合成香料製造業		120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業		30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		20	20	20	
143	写真感光材料製造業		10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業		170	170	130	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）		40	40	40	

147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	
172	うわ巻製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	

189	めっき鋼管製造業	20	20	20		
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20		
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10		
192	鍛鋼製造業	10	10	10		
193	鍛工品製造業	10	10	10		
194	鋳鋼製造業	10	10	10		
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）	10	10	10		
196	鋳鉄管製造業	10	10	10		
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10		
198	鉄粉製造業	10	10	10		
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10		
200	非鉄金属製造業	10	10	10		
201	電気めっき業	40	40	40		
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が 1,000m ³ 未満の事業場	10	10	10	
		(2) 日平均排水量が 1,000m ³ 以上の事業場	10	10		
203	一般機械器具製造業	10	10	10		
204	プリント回路製造業	20	20	20		
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む）	10	10	10		
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10		
207	精密機械器具製造業	10	10	10		
208	ガス製造工場	20	20	20		
209	下水道業	40	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、30、20、20とする。	
210	空瓶卸売業	30	20	20		
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	30	30	20		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30		
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。	
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。	
215	リネンサプライ業	40	40	30		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60		
219	自動車整備業	20	20	20		

220	病院	30	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40	30	30	<p>(1) 第2欄により算定した処理対象人員が、5,000人以下のものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。</p> <p>(2) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。</p> <p>(3) 第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20、20とする。</p> <p>(4) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。</p> <p>(5) (4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。</p>
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	60	50	40	<p>(1) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄の(1)及び(2)の値は70とする。</p> <p>(2) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。</p>

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	50	30	20	(1) 日平均排水量が3,000 ^m 3未満のものにあつては、第3の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、50、30、20とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府令・通商産業省令第2号。以下「規則」という。）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20	
232	2の項から前項までに分類されないもの	(1) 他に分類されない食料品製造業	10	10	10
		(2) その他の製造業	10	10	10
		(3) 鉄道業	10	10	10
		(4) 水道業（下水道業に係るものを除く。）	10	10	10
		(5) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に掲げるものを除く。）	70	30	30
		(6) (1)から(5)までに分類されないもの	30	20	20

別表第2 (瀬戸内海 (大阪湾を除く。))

項番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量			備考
		(単位：1リットルにつきミリグラム)			
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業 (8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味噌製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うまみ調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	50	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業 (25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	60	50	40	
35	めん類製造業	50	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	40	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	

41	清涼飲料製造業	(1) 日平均排水量が 500m ³ 未満の事業場	40	20	20	
		(2) 日平均排水量が 500m ³ 以上の事業場	30			
42	果実酒製造業		30	30	30	
43	ビール製造業		30	30	30	
44	清酒製造業	(1) 昭和49年4月1日 以後に特定事業場にな ったもの(特定施設の 設置の工事をして いるものを含む。)	30	30	30	
		(2) その他のもの	50	40		
45	蒸留酒・混成酒製造業		40	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20	
47	配合飼料製造業		20	20	20	
48	単体飼料製造業		20	20	20	
49	有機質肥料製造業		30	20	20	
50	たばこ製造業		30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		30	30	30	
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係 るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シ ルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処 理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含 む。)に係るもの		40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理 工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処 理工程を含む。)に係るもの		90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	(1) 日平均排水量が 500m ³ 未満の事業場	80	50	50	
		(2) 日平均排水量が 500m ³ 以上の事業場	70			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加 工処理工程を含む。)に係るもの		50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理 工程を含む。)に係るもの		90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るも の		40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40	
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製 造業		30	30	30	接着機洗浄水を循環するものに あつては、第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、10、10、10と する。

75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、80、70、60とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	60	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	

97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30		
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50		
101	製版業	50	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		
103	複合肥料製造業	30	30	30		
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30		
105	ソーダ工業	20	20	20		
106	電炉工業	20	20	20		
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。	
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が 10,000m ³ 未満の事業場	30	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。
		(2) 日平均排水量が 10,000m ³ 以上の事業場		20		(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。	